日調連発第３１５号
平成２６年２月４日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（参考送付）

この度、福岡会から別添のとおり、下記地方公共団体において標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

田川市（福岡県）　　平成２６年４月１日から

福調発第７４８号
平成２６年1月２９日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　林　　千　年　殿

福岡県土地家屋調査士会
会　長　草　賀　裕　一　㊞

本人通知制度の導入について（お知らせ）

平素より、本会の会務運営につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記制度が福岡県田川市において、平成２６年４月１日より別紙のとおり導入される旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

以上

田川市告示第６号

田川市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知要綱を次のように定める。

平成２６年１月２１日

田川市長　伊　藤　信　勝

田川市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知要綱

（目的）

第１条　この告示は、住民票の写し等の不正取得が行われた場合において、本人にその旨を通知することにより、不正取得による本人の権利又は利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　住民票の写し等　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「住基法」という。）に規定する住民票（消除及び改製されたものを含む。）の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）並びに戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）の規定による戸籍全部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍個人事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍一部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍謄抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）、戸籍記載事項証明書（除かれたもの及び改製されたものを含む。）及び届出書の記載事項証明書をいう。

(2)　不正取得　偽りその他不正な手段により住民票の写し等の交付を請求し、又は受けることをいう。

(3)　本人　住民票の写し等の交付請求書（職務上請求書を含む。）に記載された者（本人の法定代理人を含む。）をいう。

(4)　特定事務受任者　弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。

(5)　職務上請求書　特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

（本人への通知）

田市市第９７号
平成２６年１月２４日

福岡県弁護士会長　　殿
福岡県司法書士会長　　殿
福岡県土地家屋調査士会長　　殿
九州北部税理士会長　　殿
福岡県社会保険労務士会長　　殿
日本弁理士会九州支部長　　殿
日本海事代理士会長　　殿
福岡県行政書士会長　　殿

田川市長

本人通知制度の導入について（お知らせ）

平素より、戸籍・住民基本台帳事務の円滑な運営につきましては、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、標記のことにつきまして、平成２６年４月１日から、第三者により不正な手段で住民票の写し等が取得された際、その事実をご本人にお知らせする本人通知制度を導入する予定であることをお知らせします。

なお、本制度は法令等に基づくものではなく、本市が要綱等を定めて実施するもので、制度の詳細につきましては下記担当までお問い合わせください。

また、これまでも統一請求用紙の使用目的欄への具体的な記載や、統一請求用紙の適切な保管管理について、厳正的確な制度運用にご協力いただいていることと思いますが、本市におきましても、個人情報の厳格な取り扱いに努めて参りたいと考えておりますので、引き続きご協力いただきますよう、再度所属会員にご周知をお願いいたします。

福岡県田川市市民生活部市民課
担　当：牟田口・安武
電　話：０９４７－４４－２０００（内線１０８）

1055

福岡県
土地家屋調査士会
26.1.27
受付

第３条　市長は、次の各号に掲げるときは、直ちにその旨を本人に通知するものとする。

⑴　住民票の写し等を取得した者が、住基法第４７条第２号、戸籍法第１３３条又は同法第１３４条の規定に該当する不正取得者であることが明らかになったとき。

⑵　国又は県の行政機関からの通知等により、職務上請求書が不正に使用され、不正取得を行った事実が明らかになったとき。

⑶　その他市長が特に必要と認めるとき。

２　前項の規定による本人への通知は、住民票の写し等の不正取得に係る本人通知書（別記様式）により行うのものとする。

（通知後の支援）

第４条　市長は、不正取得による人権その他の権利利益の侵害が明らかになった場合には、本人に対し、関連機関への人権救済の申立方法その他必要な情報の提供に努め、支援するものとする。

（委任）

第５条　この告示に定めるもののほか、不正取得に係る本人への通知に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

別記様式（第３条関係）

田　　第　　号

年　　月　　日

様

田川市長

住民票の写し等の不正取得に係る本人通知書

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）又は戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）の規定により交付した住民票の写し等について、不正取得によるものであることが判明しましたので、田川市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知要綱（平成２６年告示第６号）第３条の規定により、下記のとおり通知します。

この件についてのお問合せは、下記担当まで御連絡いただきますようお願い致します。

記

不正取得の内容

交付年月日	種　別	通　数

【連絡先】

担当

電話